

パプアニューギニアにお住まいの皆様へ

最高裁判所裁判官国民審査制度の改正（在外国民審査制度の創設）についてお知らせします。

【ポイント】

- 我が国において最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布され、令和5年2月17日に施行されました。
- 今回の最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、国外に居住している国民も最高裁判所裁判官国民審査の在外投票ができるようになります。
- 在外投票をするには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている必要があります。

【本文】

国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、分離記号式投票による在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行うことを目的として、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布され、令和5年2月17日に施行されました。

このことにより、国外に居住している国民も最高裁判所裁判官国民審査の在外投票ができるようになります（※）。なお、在外投票をするには、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けている必要がありますので、在外選挙人名簿への登録を希望される方は、可能な限りお早めの申請をお願いします。

（※）最高裁判所裁判官国民審査は、衆議院議員総選挙と同時に行われます。

なお、最高裁判所裁判官国民審査制度と在外選挙人名簿登録手続きにつきましては以下をご参照願います。

●なるほど！「最高裁判所裁判官国民審査制度」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/seido_point.html

●在外選挙人名簿登録申請手続き

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。
※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3 か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3 か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「在留届」の変更は以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>